

# 要配慮者利用施設の 避難確保計画の作成について

## ②作成編

(避難確保計画作成、提出)

---

令和3年 川島町





## ■ 要配慮者利用施設の「避難確保計画」とは

- **避難確保計画**とは、施設周辺が大雨などで浸水するおそれがある場合、**避難経路**や**避難先**、避難行動の**役割分担**などを**あらかじめ決めておく**ことで、いざという時に、**要配慮者利用施設利用者**の**安全を確保**するための計画です。

## ■ 避難確保計画の作成手順について

- この資料は、計画をつくる前に**知っておいていただきたいこと**や、実際の**計画のつくりかた**について解説します。

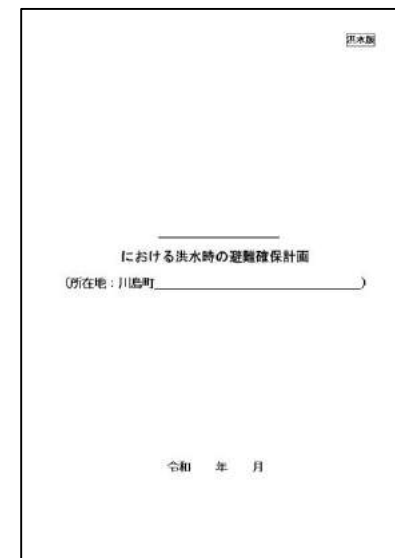


### ①学習編（別冊）：

**計画作成の必要性**や**川島町の水害リスク**、**避難場所**、**避難行動のタイミング**と**役割分担**について解説します。

### ②作成編：

実際に、**避難確保計画**の**作成方法**について解説します。



# 目次

編	No.	内容	ページ
①学習編 (別冊)	1 ステップ	避難確保計画作成の必要性	P.3～
	2 ステップ	川島町の水害リスク	P.9～
	3 ステップ	避難場所について	P.21～
	4 ステップ	避難行動のタイミングと役割分担	P.25～
②作成編	5 ステップ	避難確保計画の作成方法	P.3～ (別冊)
	6 ステップ	計画の提出について	P.41～ (別冊)

# 【ステップ5】

---

## 避難確保計画の作成方法

# はじめに ひな形を準備する

【（白紙）避難確保計画のひな形】を準備しましょう！

■ 【（白紙）避難確保計画のひな形】に、施設の情報などを記入すると、避難確保計画が完成します。

## ◆ 計画をパソコンで記入して作成する場合

- DVDに保存されている「（白紙）避難確保計画のひな形」を、パソコンで開いてください。  
⇒空欄箇所にキーボードで打ち込み、記入してください

## ◆ 計画を紙に記入して作成する場合

- DVDに保存されている「（白紙）避難確保計画のひな形」を、A4サイズで印刷してください。  
⇒空欄箇所にボールペン（黒）で記入してください

図（白紙）避難確保計画のひな形

# はじめに ハザードマップを準備する

【荒川水系荒川及び入間川流域】洪水浸水想定区域図（想定最大規模）を準備しましょう！

■ 施設周辺や避難先・避難経路の、浸水深や浸水範囲を確認するための資料です。

・ 後程、避難場所や避難経路を実際に書き込み、切取って避難確保計画に貼付けます。

## ◆ 計画をパソコンで作成する場合

・ DVDに保存されている  
「【荒川水系荒川及び入間川流域】  
洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」を、  
パソコンで開いてください。

## ◆ 計画を紙に記入して作成する場合

・ DVDに保存されている  
「【荒川水系荒川及び入間川流域】  
洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」を、  
カラーで印刷してください。  
(A3で印刷すると見やすいです)

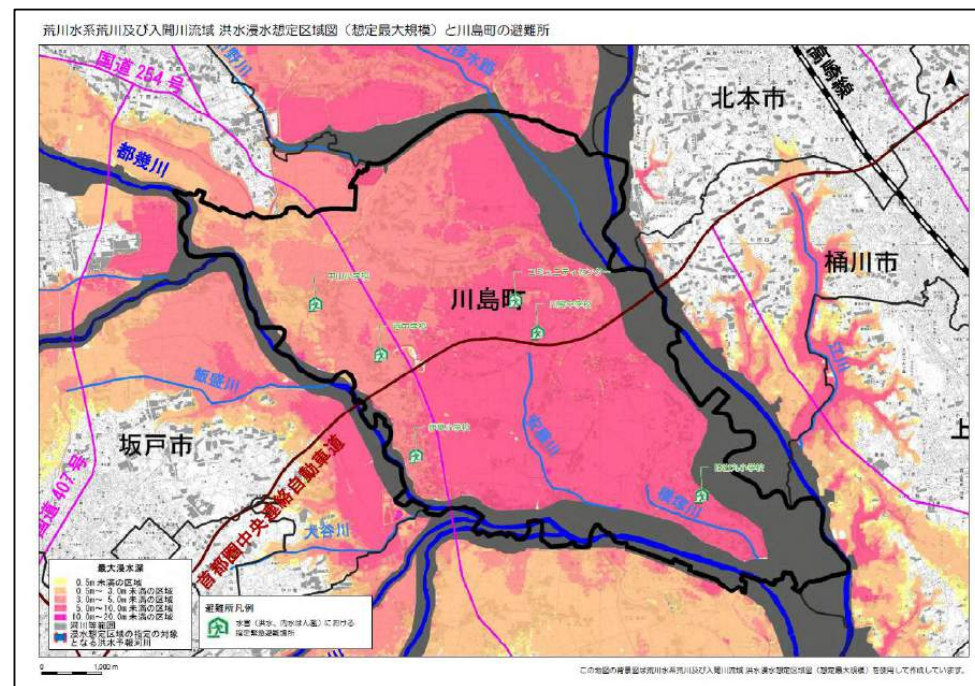


図 【荒川水系荒川及び入間川流域】洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



# はじめに 洪水浸水想定区域図(浸水継続時間)を準備する

【荒川水系荒川及び入間川流域】洪水浸水想定区域図(浸水継続時間)を準備しましょう!

## ■ 施設周辺の、浸水継続時間を確認するための資料です。

- ・浸水継続時間は、避難所に避難せず、施設の上階などに避難する場合に、浸水がどのくらいの時間継続するか参考とします。

⇒DVDに保存されている

「【荒川水系荒川及び入間川流域】洪水浸水想定区域図(浸水継続時間)」を、パソコンで開いてください。また、必要に応じて印刷してください。

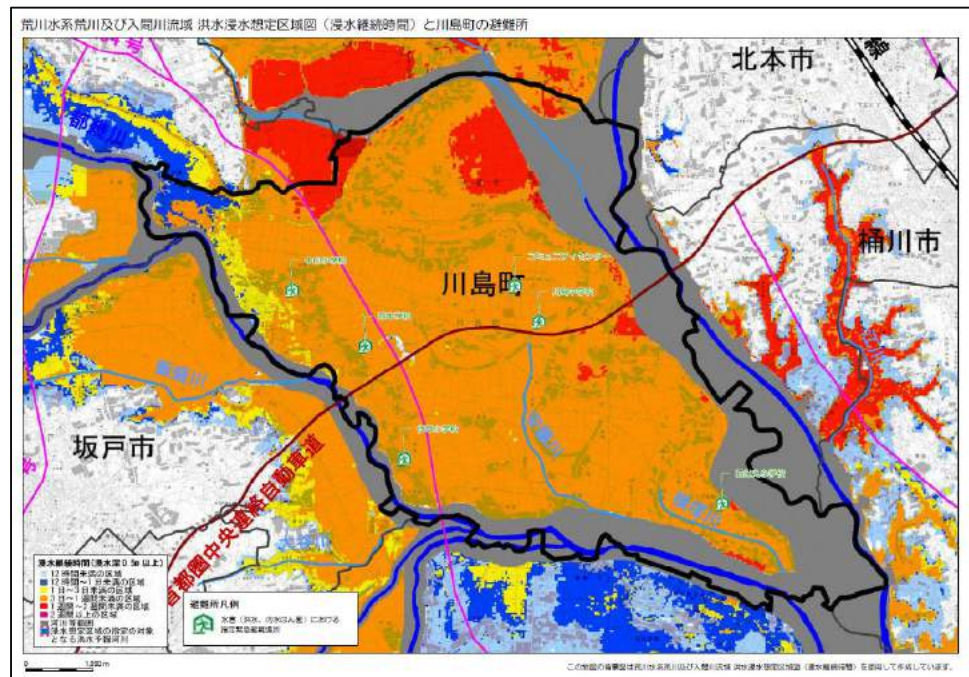


図 【荒川水系荒川及び入間川流域】洪水浸水想定区域図(浸水継続時間)

【（記入例）避難確保計画のひな形】を準備しましょう！

## ■ 避難確保計画の記載例です。

- 「（記入例）避難確保計画のひな形」の空欄箇所に、記載いただきたい情報の例を、赤字で示しています。

⇒DVDに保存されている

「（記入例）避難確保計画のひな形」を、  
パソコンで開いてください。  
また、必要に応じて印刷してください。

洪水版 記入例

<施設名>  
における洪水時の避難確保計画  
(所在地：川島町<住所>)

計画記入例  
※赤字箇所は、記入例です。

令和 年 月

図 （記入例）避難確保計画のひな形



## その他の参考資料について

■ DVDに保存されている以下の資料は、参考資料です。必要に応じて確認してください。

### ◆避難確保計画作成の手引き 解説編

- 避難確保計画作成の際の**解説**や、作成の助けとなる**参考情報**が整理されています。

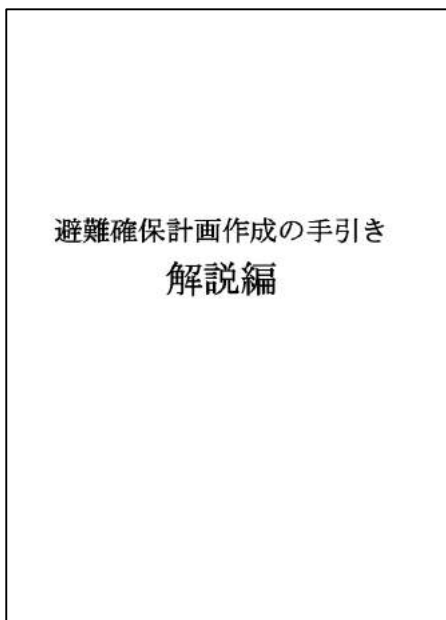


図 避難確保計画作成の手引き 解説編

### ◆水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル

- 避難確保計画を**再確認**する際の**視点**が整理されています。

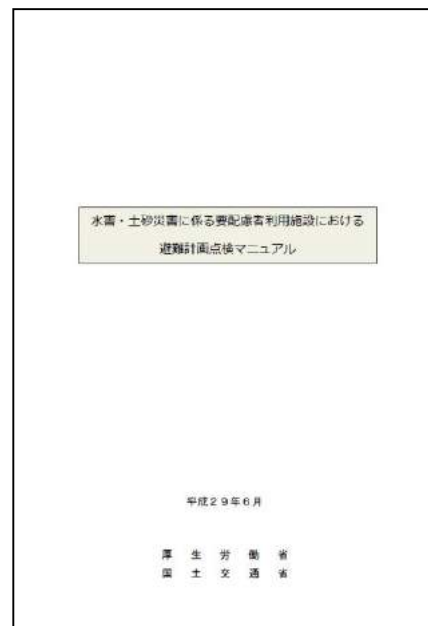


図 水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル

## その他の参考資料について

■ DVDに保存されている以下の資料は、参考資料です。必要に応じて確認してください。

### ◆要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集

- 避難確保計画の**作成事例集**です。
- 水害リスクや施設利用者等の特性を踏まえた検討経緯も詳細に整理されています。



図 要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集(水害・土砂災害)

### ◆既存の計画への追記による避難確保計画の作成

⇒消防計画など、**災害に関する計画に追記**することで、洪水時の避難確保計画として作成する際の参考資料です。



図 既存の計画への追記による避難確保計画の作成

**ここから、実際に避難確保計画  
を作成していきましょう。**



# 【作成方法】表紙

■（白紙）避難確保計画ひな形を用意してください。

- 右のように「（記入例）避難確保計画ひな形」の赤字の部分に、施設の情報を記入してください。
- 詳しい説明を確認したい場合は、各ページの下部に表示のある「参考資料」を確認してください。



## ポイント！

- 今回は、**水害（洪水）**を対象とした避難確保計画です。
- 大雨で**荒川、都幾川、越辺川、入間川、市野川**などが**はん濫**した事を想定して作成します。

## 避難確保計画 表紙

洪水版 記入例

施設名、住所を記入

\_\_\_\_\_ **〈施設名〉** \_\_\_\_\_  
における洪水時の避難確保計画  
(所在地：川島町 \_\_\_\_\_ **〈住所〉** \_\_\_\_\_)

計画記入例  
※赤字箇所は、記入例です。

令和 年 月

作成・更新した時期を記入

# 【作成方法】目次

## ■避難確保計画として 作成する資料の目次です。

・1～8と別紙の【施設周辺の避難地図】は合わせて町に提出してください。

・9～13と別添、別表1は、町への提出は不要ですが、作成していざというときに備えることが重要です。

・自衛水防組織を設置しない場合には、8（様式6）の提出は不要です。

### 目次

◆（1～8及び別紙【施設周辺の避難地図】は町に提出）

1. 計画の目的（様式1）
2. 計画の適用範囲（様式1）
3. 防災体制（様式2）
4. 情報収集及び伝達（様式3）
5. 避難誘導（様式4）
6. 避難の確保を図るための施設の整備（様式5）
7. 防災教育及び訓練の実施（様式7）
8. 自衛水防組織の業務に関する事項（様式6）  
※自衛水防組織を設置しない場合は不要

### 別紙 【施設周辺の避難地図】

◆（町には提出不要、作成し施設で利用）

9. 地域との連携
10. 関係機関との連絡体制（様式10）
11. 利用者緊急連絡先一覧表（様式8）
12. 対応別避難誘導一覧表（様式11）
13. 防災体制一覧表（様式12）

### 別添 自衛水防組織活動要領

### 別表1 自衛水防組織の編成と任務

※ 別添、別表1は、自衛水防組織を設置する場合に作成



# 【作成方法】(P.2) 1 計画の目的 / 2 計画の適用範囲(様式1)

■ まず、避難確保計画の目的及び適用範囲等について記載します。

## 1 計画の目的(様式1)

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、施設名の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

## 2 計画の適用範囲(様式1)

この計画は、施設名に勤務又は利用する

施設名を記入

	平日		休日	
	利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間	約 ○○ 名	約 ○○ 名	約 ○○ 名	約 ○○ 名
夜間	約 ○○ 名	約 ○○ 名	約 ○○ 名	約 ○○ 名

施設利用者や施設職員は曜日や昼夜によって変わるので記載しておきます！

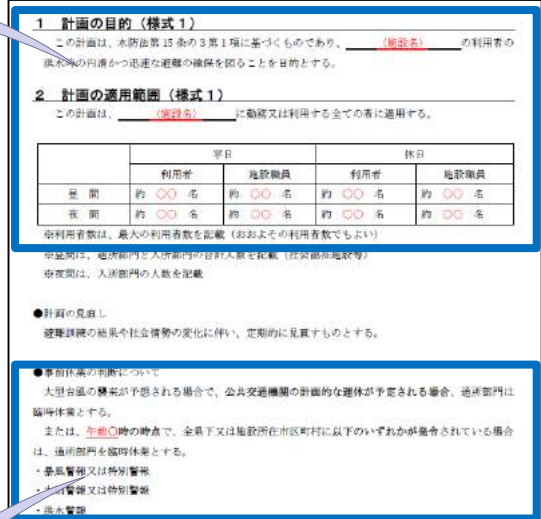
### ●事前休業の判断について

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、通所部門は臨時休業とする。

または、午前○時の時点で、全県下又は施設所在市区町村に以下のいずれかが発令されている場合は、通所部門を臨時休業とする。

事前休業する場合の条件を記入

避難確保計画 1ページ





# 【作成方法】(P.3) 3 防災体制

■「3 防災体制」では、自治体等からの情報を基に、いつ（体制確立の判断時期）、だれが（対応班）、何をするか（活動内容）を記載します。

当てはまる方にチェックを入れる

- 自衛水防組織を設置する（設置済みの）場合  
別添「自衛水防組織活動要領」及び別表1「自衛水防組織の編成と任務」に基づき、施設における体制を構築する。また、活動する時期・基準については、次の表のとおりとする。
- 自衛水防組織を設置しない場合  
1 3 防災体制一覧表 に基づき、施設における体制を構築する。また、活動する時期・基準については、次の表のとおりとする。

## 避難確保計画 3ページ

**3 防災体制（様式2）**

自衛水防組織を設置する（設置済みの）場合  
別添「自衛水防組織活動要領」及び別表1「自衛水防組織の編成と任務」に基づき、施設における体制を構築する。また、活動する時期・基準については、次の表のとおりとする。

自衛水防組織を設置しない場合  
1 3 防災体制一覧表 に基づき、施設における体制を構築する。また、活動する時期・基準については、次の表のとおりとする。

体制	体制確立の判断時期	活動内容	対応班
注意体制	川島町に大雨・洪水注意報発表、荒川（兼合、治水権測所）、入間川（菅間、小ヶ谷観測所）、都幾川（野本観測所）、越辺川（入西観測所）、高麗川（坂戸観測所）、	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洪水予報等の情報収集</li> <li>・ 避難情報の受信手段確認</li> <li>※その他施設の状況に応じて記載</li> </ul>	総括管理者 情報班
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用する資器材の準備</li> <li>・ 保護者・家族等への事前連絡</li> <li>・ 避難誘導班の確保</li> <li>※その他施設の状況に応じて記載</li> </ul>	避難誘導班
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難開始</li> <li>・ 引き渡し開始等へ、避難誘導班</li> <li>※その他施設の状況に応じて記載</li> </ul>	総括管理者 情報班
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き渡し完了</li> <li>・ 完了等へ、避難誘導班</li> <li>※その他施設の状況に応じて記載</li> </ul>	総括管理者 情報班

### ポイント！

■ **自衛水防組織の設置**については、**次のページ**で解説します。

※自力避難が困難な方については、基準にとられることなく早めの避難を想定しておく。  
(参考) 各水位諸元 (m)

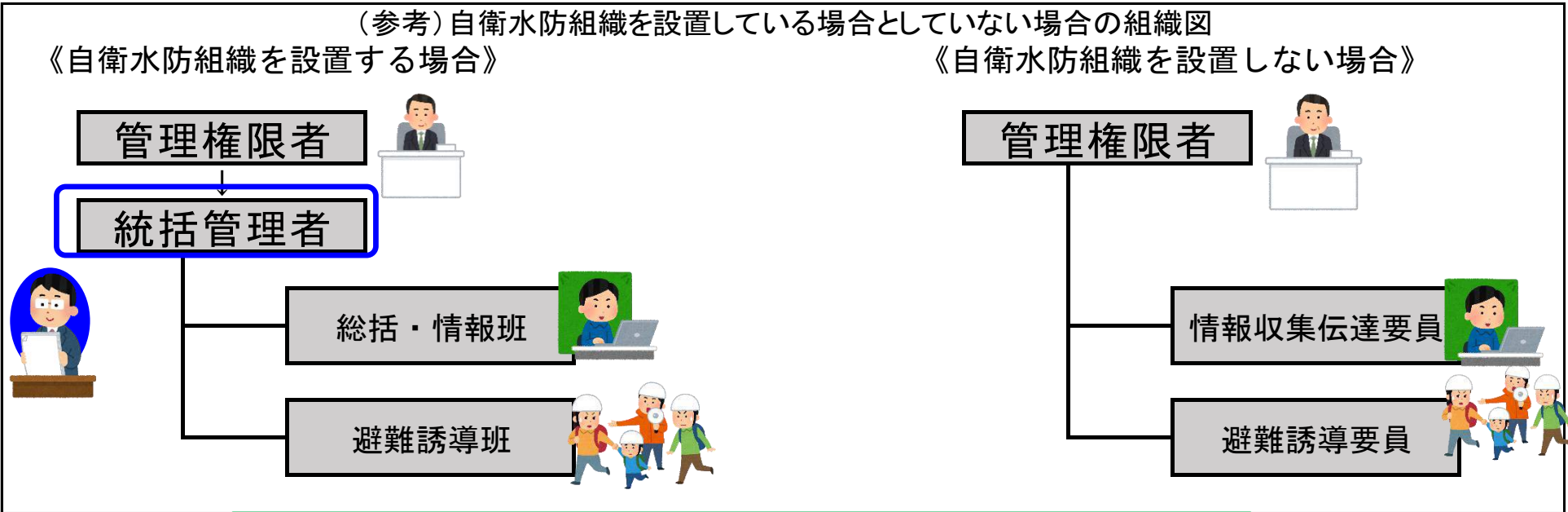
河川名	水位観測所	水防司令機水位	はん蓋注意水位	避難判断水位	はん蓋危険水位
荒川	瓶谷	3.0	3.5	5.0	5.5
	治水権	7.00	7.50	12.20	12.70
入間川	菅間	7.00	8.00	11.50	12.00
	小ヶ谷	2.00	2.50	3.10	3.50
都幾川	野本	2.00	3.50	3.70	4.10
越辺川	入西	2.0	3.0	3.0	3.2
高麗川	坂戸	1.00	1.50	2.80	3.40
小群川	八幡橋	3.00	3.50	3.60	4.20

※出典：国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所 理  
([https://www.ktr.mlit.go.jp/araajo/araajo\\_index040.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/araajo/araajo_index040.html))

参考資料 DVD収録：「(白紙)避難確保計画のひな形」 別添 自衛水防組織活動要領

# 【作成方法】(参考)自衛水防組織とは

- 要配慮者利用施設は、自衛水防組織の設置の努力義務が課せられています。  
(水防法第15条の3第6項)
- 自衛水防組織とは、施設の職員等により組織し、あらかじめ定める計画に基づき、「統括管理者」の指揮のもと各構成員がそれぞれの役割に応じて、施設利用者の避難誘導や施設への浸水防止活動を行うものです。
- 自衛水防組織は、施設利用者の安全確保のための体制であり、設置することが望ましいと考えられます。



# 【作成方法】(P.3) 3 防災体制

■「3 防災体制」では、自治体等からの情報を基に、いつ（体制確立の判断時期）、だれが（対応班）、何をするか（活動内容）を記載します。

避難準備段階の活動内容を記載する。

## 避難確保計画 3ページ

**3 防災体制（様式2）**

□ 自衛水防組織を設置する（設置済みの場合）  
別添「自衛水防組織活動要領」及び別表1「自衛水防組織の編成と任務」に基づき、施設における体制を構築する。また、活動する時期・基準については、次の表のとおりとする。

□ 自衛水防組織を設置しない場合  
1.3 防災体制一覧表 に基づき、施設における体制を構築する。また、活動する時期・基準については、次の表のとおりとする。

体制	体制確立の判断時期	活動内容	対応班
注意体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>川島町に大雨・洪水注意報発表</li> <li>荒川（熊谷、治水橋観測所）、入間川（菅間、小ヶ谷観測所）、都幾川（野本観測所）、越辺川（入西観測所）、高麗川（坂戸観測所）、小畔川（八幡橋観測所）が氾濫注意水位に達したとき 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水予報等の情報収集</li> <li>避難情報の受信手段確認</li> <li>※その他施設の状況に応じて記載</li> </ul>	総括管理者情報班
		<ul style="list-style-type: none"> <li>使用する資器材の準備</li> <li>保護者・家族等への事前連絡</li> <li>周辺住民への事前協力依頼</li> <li>避難経路・避難場所の確認</li> <li>※その他施設の状況に応じて記載</li> </ul>	避難誘導班

体制	体制確立の判断時期	活動内容	対応班
注意体制	川島町に大雨・洪水注意報発表 荒川（熊谷、治水橋観測所）、入間川（菅間、小ヶ谷観測所）、都幾川（野本観測所）、越辺川（入西観測所）、高麗川（坂戸観測所）、小畔川（八幡橋観測所）が氾濫注意水位に達したとき 等	洪水予報等の情報収集 避難情報の受信手段確認 ※その他施設の状況に応じて記載	総括管理者情報班
		使用する資器材の準備 保護者・家族等への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 避難経路・避難場所の確認 ※その他施設の状況に応じて記載	避難誘導班
		洪水予報等の情報収集 避難情報の受信手段確認 ※その他施設の状況に応じて記載	総括管理者情報班
		避難所への避難誘導開始 保護者・家族等への引き渡し開始 町及び保護者・家族等へ、避難誘導開始の連絡 ※その他施設の状況に応じて記載	避難誘導班

**ポイント！**

■できる限り詳細に記載してください。  
また、施設の状況に応じて必要な活動内容を記載してください。

参考資料 DVD収録：「避難確保計画作成の手引き 解説編」第1章1.3 防災体制(様式2) (P.12~22)



# 【作成方法】(P.3) 3 防災体制

■「3 施設における水防体制，活動内容等」では、自治体等からの情報を基に、いつ（体制確立の判断時期）、だれが（対応班）、何をするか（活動内容）を記載します。

避難活動段階の活動内容を記載する。

避難確保計画 3ページ

警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難準備・高齢者等避難開始の発令（警戒レベル3）</li> <li>川島町に大雨・洪水警報発表（警戒レベル3相当）</li> <li>荒川（熊谷、治水橋観測所）、入間川（菅間、小ヶ谷観測所）、都幾川（野本観測所）、越辺川（入西観測所）、高麗川（坂戸観測所）、小畔川（八幡橋観測所）が避難判断水位に達したとき</li> <li>氾濫警戒情報が発表されたとき等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水予報等の情報収集</li> <li>避難情報の情報収集</li> <li>その他施設の状態に応じて記載</li> </ul>	総括管理者情報班
	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所への避難誘導開始</li> <li>保護者・家族等への引き渡し開始</li> <li>町及び保護者・家族等へ、避難誘導開始の連絡</li> <li>※その他施設の状態に応じて記載</li> </ul>	避難誘導班	

体制	体制確立の判断時期	活動内容	対応班
警戒体制	川島町に大雨・洪水注意警報発表、荒川（熊谷、治水橋観測所）、入間川（菅間、小ヶ谷観測所）、都幾川（野本観測所）、越辺川（入西観測所）、高麗川（坂戸観測所）が氾濫注意水位に達したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水予報等の情報収集</li> <li>避難情報の受信手段確認</li> <li>※その他施設の状態に応じて記載</li> </ul>	総括管理者情報班
	避難準備・高齢者等避難開始の発令（警戒レベル3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用する資器材の準備</li> <li>保護者・家族等への事前連絡</li> <li>周辺住民への事前協力依頼</li> <li>避難経路・避難場所の確認</li> </ul>	避難誘導班
非常体制	川島町に大雨・洪水警報発表（警戒レベル3相当）	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水予報等の情報収集</li> <li>避難情報の情報収集</li> <li>※その他施設の状態に応じて記載</li> </ul>	総括管理者情報班
	避難所への避難誘導開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所への避難誘導開始</li> <li>保護者・家族等への引き渡し開始</li> <li>町及び保護者・家族等へ、避難誘導開始の連絡</li> <li>※その他施設の状態に応じて記載</li> </ul>	避難誘導班

## ポイント！

- 自治体からの**警戒レベル3の避難情報（避難準備・高齢者等避難開始）**が発令された段階で、**避難誘導を開始**してください。
- 施設の状態によっては、**早めの避難準備、誘導の開始**も考えられます。（避難所が遠い、施設利用者が多い等）

ことわられることなく早めの避難を想定しておく。

氾濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
3.5	5.0	5.5
7.50	12.20	12.70
8.00	11.50	12.00
2.50	3.10	3.50
3.50	3.70	4.10
3.0	3.0	3.2
1.50	2.80	3.40
3.50	3.60	4.20

上流河川事務所 理  
a\_jo\_index040.html

# 【作成方法】(P.3) 3 防災体制

■「3 施設における水防体制， 活動内容等」では、自治体等からの情報を基に、いつ（体制確立の判断時期）、だれが（対応班）、何をするか（活動内容）を記載します。

避難完了段階の活動内容を記載する。

非常体制

- ・ 避難勧告又は避難指示の発令（警戒レベル4）
- ・ 荒川（熊谷、治水橋観測所）、入間川（菅間、小ヶ谷観測所）、都幾川（野本観測所）、越辺川（入西観測所）、高麗川（坂戸観測所）、小畔川（八幡橋観測所）が氾濫危険水位に達したとき
- ・ 氾濫危険情報が発表されたとき
- ・ 危険の前兆を確認 等

- ・ 保護者・家族等への引き渡し完了  
※その他施設の状況に応じて記載
- ・ 避難所への避難誘導完了  
・ 町及び保護者・家族等へ、避難誘導完了の連絡  
※その他施設の状況に応じて記載

総括管理者情報班  
  
避難誘導班

## 避難確保計画 3ページ

3 防災体制（様式2）	
<input type="checkbox"/> 自衛水防組織を設置する（設置済みの場合） 別添「自衛水防組織活動要領」及び別表1「自衛水防組織の編成と任務」に基づき、施設における体制を構築する。また、活動する時期・基準に	
活動内容	対応班
水手続等の情報収集 避難情報の受信手段確認 他施設の状態に応じて記載	総括管理者情報班
用する資器材の準備 保護者・家族等への事前連絡 近住民への事前協力依頼 避難経路・避難場所の確認 他施設の状態に応じて記載	避難誘導班
水手続等の情報収集 避難情報の情報収集 他施設の状態に応じて記載	総括管理者情報班
避難所への避難誘導開始 保護者・家族等への引き渡し開始 町及び保護者・家族等へ、避難誘導完了の連絡 他施設の状態に応じて記載	避難誘導班
保護者・家族等への引き渡し完了 ※その他施設の状況に応じて記載	総括管理者情報班
避難所への避難誘導完了 ・町及び保護者・家族等へ、避難誘導完了の連絡 ※その他施設の状況に応じて記載	避難誘導班

### ポイント！

■自治体からの警戒レベル4の避難情報（避難勧告又は避難指示（緊急））が発令された段階で避難を完了させてください。

(参考) 各水位諸元 (m)

河川名	水位観測所	水防団発令水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
荒川	熊谷	5.0	5.5	5.5	5.5
入間川	菅間	12.0	12.70	12.70	12.70
都幾川	野本	11.50	12.00	12.00	12.00
越辺川	入西	3.10	3.50	3.50	3.50
高麗川	坂戸	3.70	4.10	4.10	4.10
小畔川	八幡橋	3.0	3.2	3.2	3.2
		2.80	3.40	3.40	3.40
		3.60	4.20	4.20	4.20



# 【作成方法】(参考) 避難情報の発令基準

施設がとるべき対応

避難誘導完了

避難誘導開始

避難誘導準備

警戒レベル	住民がとるべき行動	市町村の情報	警報等	警戒レベルに相当する 気象庁等の情報※3	指定河川 洪水情報
5	災害がすでに発生しており、命を守るための最善の行動をとる	災害発生情報 ※可能な範囲で発令	大雨特別警報	危険度分布	氾濫発生情報
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険度分布の「極めて危険」(濃い紫)出現時には、道路冠水や土砂崩れにより、すでに避難が困難となっているおそれがあり、この状況になる前に避難を完了しておく</li> </ul> <p><b>速やかに避難</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>危険な区域※1の外の少しでも安全な場所に速やかに避難</li> </ul>	<p><b>避難指示(緊急)</b></p> <p>※緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令</p> <p>避難勧告</p>	土砂災害警戒情報	<p>極めて危険</p> <p>非常に危険</p>	氾濫危険情報
3	<p>高齢者等は速やかに避難</p> <p>土砂災害警戒区域等や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いにお住まいの方は、避難準備が整い次第、避難開始</p>	避難準備・高齢者等避難開始	大雨警報 洪水警報	警戒(警報級)	氾濫警戒情報
2	<p>ハザードマップ等で避難行動を確認</p> <p>危険な区域※1や避難場所等を再確認</p>		大雨注意報※2 洪水注意報	注意(注意報級)	氾濫注意情報
1	災害への心構えを高める		早期注意情報(警報級の可能性)		

避難行動のキッカケにして頂きたい第1の情報

避難行動の参考にして頂きたい第2の情報



# 【作成方法】(P.4) 4 情報収集及び伝達(様式3)

■ 「4 情報収集及び伝達」では、避難判断に必要な情報をどのように収集・伝達するかを記載します。情報収集の記載事例を参考に記載していきましょう！

## 避難確保計画 4ページ

### (2) 情報収集

- ア 情報班が収集する主な情報及び収集方法は、表「収集する情報と収集方法一覧」に示すとおりである。
- イ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。
- ウ 提供される情報に加えて、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆がないか等、施設内から確認を行う。

## 避難確保計画 5ページ

収集する情報	収集方法
川島町において 避難準備・高齢者等避難開始 避難勧告・避難指示(緊急) を発生した場合の情報	【無線放送】 ・「川島町 防災行政無線」 【個別受信機】 【電話】 ・「川島町 防災行政無線フリーダイヤル」 0800-800-0898 (フリーダイヤル) 【メール・アプリ】 ・「かわべメール (事前登録制)」(川島町公式LINE (事前登録制)) 【インターネット】 ・「川島町 ホームページ」 https://www.town.kawajima.saitama.jp/ 【テレビ dボタン】 ・「NHK 総合テレビ」 ・「テレビ埼玉」 ・《収集方法》 ※施設の状況に応じて追記
気象情報	【かわべメール (事前登録制)」(川島町公式LINE (事前登録制)) 【インターネット】 ・「気象庁 ホームページ」 https://www.jma.go.jp/jp/warn/f_1134600.html ・「熊谷地方気象台 ホームページ」 https://www.jma-net.go.jp/choshi/ 【テレビ dボタン】 ・「NHK 総合テレビ」 ・「テレビ埼玉」 【ラジオ】 ・《収集方法》 ※施設の状況に応じて追記
洪水予報・河川水位	【インターネット】 ・「国土交通省 荒川上流河川事務所 ホームページ」 https://www.ktr.mlit.go.jp/araajo/araajo_index040.html ・「国土交通省 川の防災情報」(荒川 熊谷観測所) http://www.river.go.jp/kawabou/html/obsrv/4/21280/2128000400007/ipSuiiKob-etuCrSect_o12128000400007_tt10.html (荒川 榑水観測所) http://www.river.go.jp/kawabou/html/obsrv/4/21280/2128000400009/ipSuiiKob-etuCrSect_o12128000400009_tt10.html (入間川 常間観測所) http://www.river.go.jp/kawabou/html/obsrv/4/21280/2128000400023/ipSuiiKob-etuCrSect_o12128000400023_tt10.html (入間川 小ヶ谷観測所) http://www.river.go.jp/kawabou/html/obsrv/4/21280/2128000400018/ipSuiiKob-etuCrSect_o12128000400018_tt10.html (碓氷川 入谷観測所) http://www.river.go.jp/kawabou/html/obsrv/4/21280/2128000400001/ipSuiiKob-etuCrSect_o12128000400001_tt10.html (都幾川 野本観測所)

【メール・アプリ】  
・「NHK 総合テレビ」  
・「テレビ埼玉」  
・《収集方法》 ※施設の状況に応じて追記

【メール・アプリ】  
施設の状況に応じて収集方法を加除 (事前登録制)

### ポイント!

- 川島町における基本的な情報収集方法が書かれています。
- 停電する事等も想定して、複数の手段、収集先を確保する事が望ましいです。(インターネットサイトの場合、ブックマークしておきましょう)

# 【作成方法】(P.4) 4 情報収集及び伝達(様式3)

■ 「4 情報収集及び伝達」では、避難判断に必要な情報をどのように収集・伝達するかを記載します。情報伝達の記載事例を参考に記載してみましょう！

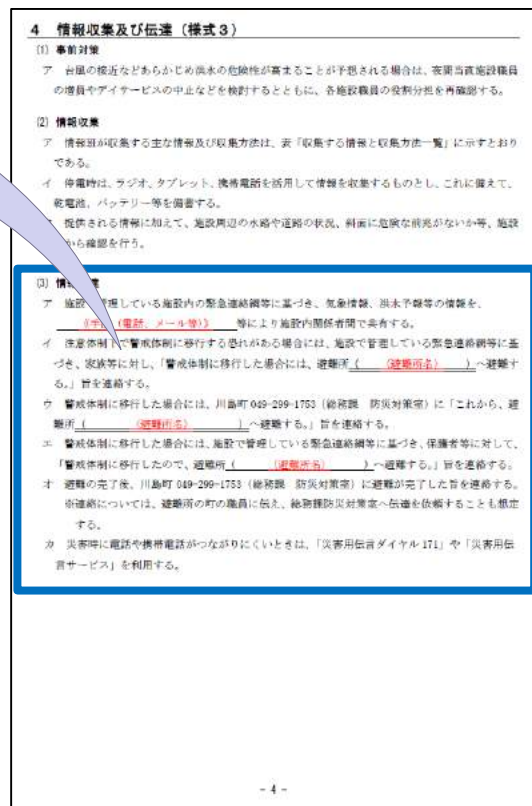
## (3) 情報伝達

情報の伝達方法を記入

- ア 施設で管理している施設内の緊急連絡網等に基づき、《手法(電話、メール等)》等により施設内関係者間で共有する。
- イ 注意体制下で警戒体制に移行する恐れがある場合には、施設で管理している緊急連絡網等に基づき、家族等に対し、「警戒体制に移行した場合には、避難所( 《避難所名》 )へ避難する。」旨を連絡する。
- ウ 警戒体制に移行した場合には、川島町 049-299-1753 (総務課 防災対策室)に「これから、避難所( 《避難所名》 )へ避難する。」旨を連絡する。
- エ 警戒体制に移行した場合には、施設で管理している緊急連絡網等に基づき、保護者等に対して、「警戒体制に移行したので、避難所( 《避難所名》 )へ避難する。」旨を連絡する。
- オ 避難の完了後、川島町 049-299-1753 (総務課 防災対策室)に避難が完了した旨を連絡する。  
※連絡については、避難所の町の職員に伝達し、総務課防災対策室へ伝達を依頼することも想定する。
- カ 災害時に電話や携帯電話サービスを利用する。

避難所名を記入  
※別紙 避難経路図を作成した後に記入

## 避難確保計画 4ページ



## ポイント!

- 停電する事等も想定して、**複数の手段を確保**する事が望ましいです。(電話、メール、SNS)
- 名簿や連絡網を計画と一緒に保管しておきましょう。また、連絡先は定期的な更新が必要です。

# 【作成方法】(P.6) 5 避難誘導(様式4)

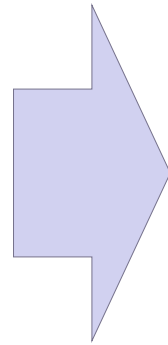
■ 「5 避難誘導」では、**立ち退き避難 (水平避難)**する場合の**避難場所**や、避難場所までの**避難経路・移動手段**を記載します。

- ・ 「5 避難誘導」を記入する前に、P15「別紙 施設周辺の避難地図」を記入しましょう。
- ・ 「別紙 施設周辺の避難地図」の作成方法は**次ページ**から説明します。

避難確保計画 15ページ



先に記入  
※次ページ  
から説明



避難確保計画 6ページ

**5 避難誘導 (様式4)**

避難者が施設内にいる場合の避難誘導内容を以下に示す。

(1) 避難所

ア 避難所は、洪水の恐れのない町外の商業施設・提携施設である。  
(町外の商業施設・提携施設を) とする。  
イ アの避難所へ避難できない場合、町が指定を認めている町外の広域避難場所である。  
(町が指定を認めている町外の広域避難場所を) の避難誘導するものとする。  
ウ ア、イの避難所へ避難できない場合は、市内の指定緊急避難場所とする。  
(市内の指定緊急避難場所を) へ避難誘導する。  
エ 上記いずれにも避難が危険な場合は、施設内の(避難場所を)とする。  
※避難所については、受け入れ時の状況等を考慮

(2) 避難経路

ア 避難所までの避難経路については、事前に  
選定しておく。  
イ 避難所の選定により避難経路が大きく変わ  
る場合、2枚用意しておくことも考慮する。

(3) 避難誘導方法

ア 避難誘導員は、避難所に誘導するときは、避難  
場所、移動方法・経路・距離、について認  
定された(避難経路図)に基づき、  
避難所までの移動は、(移動手段 (徒歩・  
車による移動) 車両(○)台 (利用者(○)名、施設職員(○)名)  
・移動内の避難経路は、(経路(○) (中心エレベーター等)) とする。  
イ 避難経路にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。  
ウ 避難誘導員は、避難者が誘導員と識別できるように誘導用ライフラッシュなどを着用し、必  
要に応じて懐光器具を現場に配布するなどして、避難ルートや危険箇所の危険箇所を指示する。  
エ 避難する際には、車庫内のブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。  
オ 施設からの退出が完了した時点で、未避難者の有無について確認する。

(4) 施設周辺や避難経路の点検

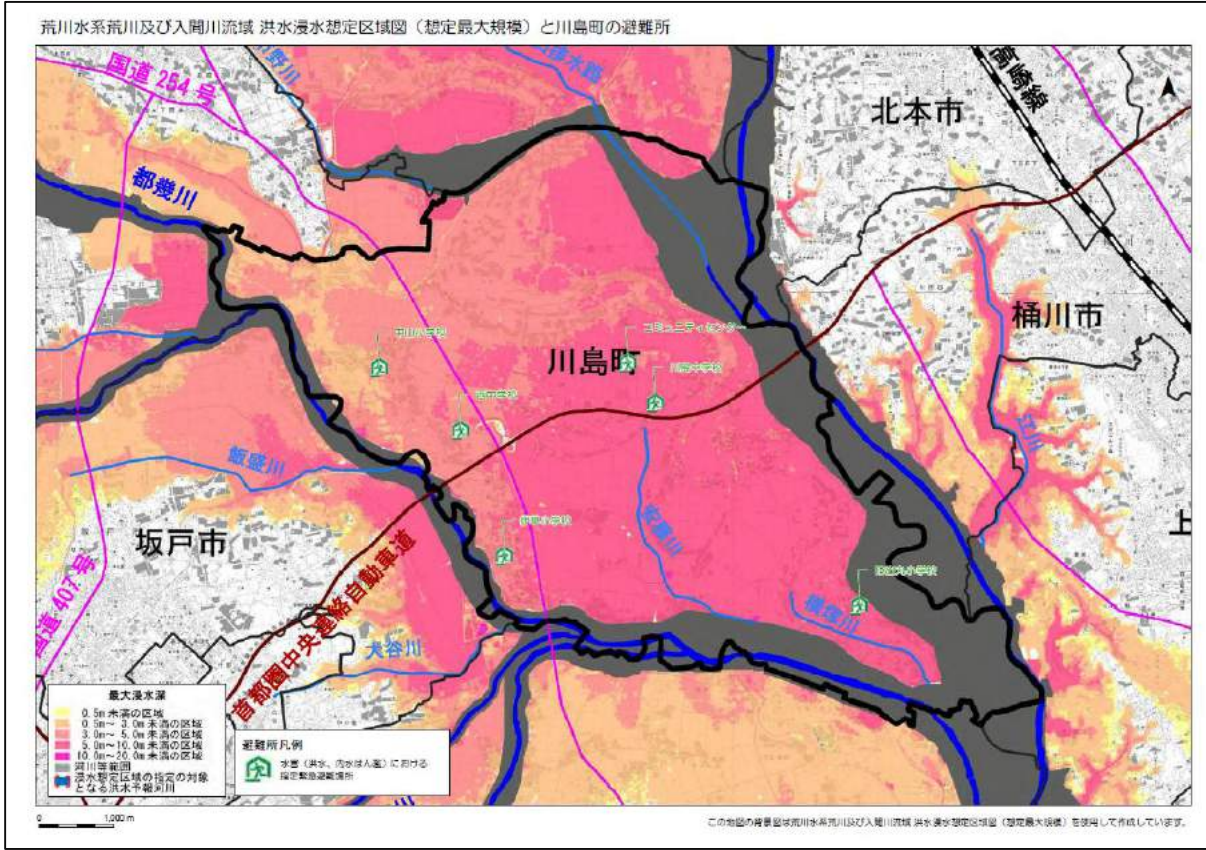
ア (避難場所) へ移動する際、施設敷地内の樹木や支障物が倒壊の恐れがある場合は、  
樹木は避難経路を遮断し、支障となる樹木は速急に伐除し、支障となるものは速やかに移動する。  
イ 施設内の移動時に支障となるものがないかを点検し、支障物は速やかに移動する。

避難時の避難場所は、  
複数設定しておくこと  
が望ましい



# 【作成方法】(P.15) 別紙 施設周辺の避難地図(浸水深確認)

- まず、DVDに別途保存されている【荒川水系荒川及び入間川流域】洪水浸水想定区域図(想定最大規模) 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)で、施設周辺の浸水深さを確認しましょう。  
※「重ねるハザードマップ」でも確認ができます。

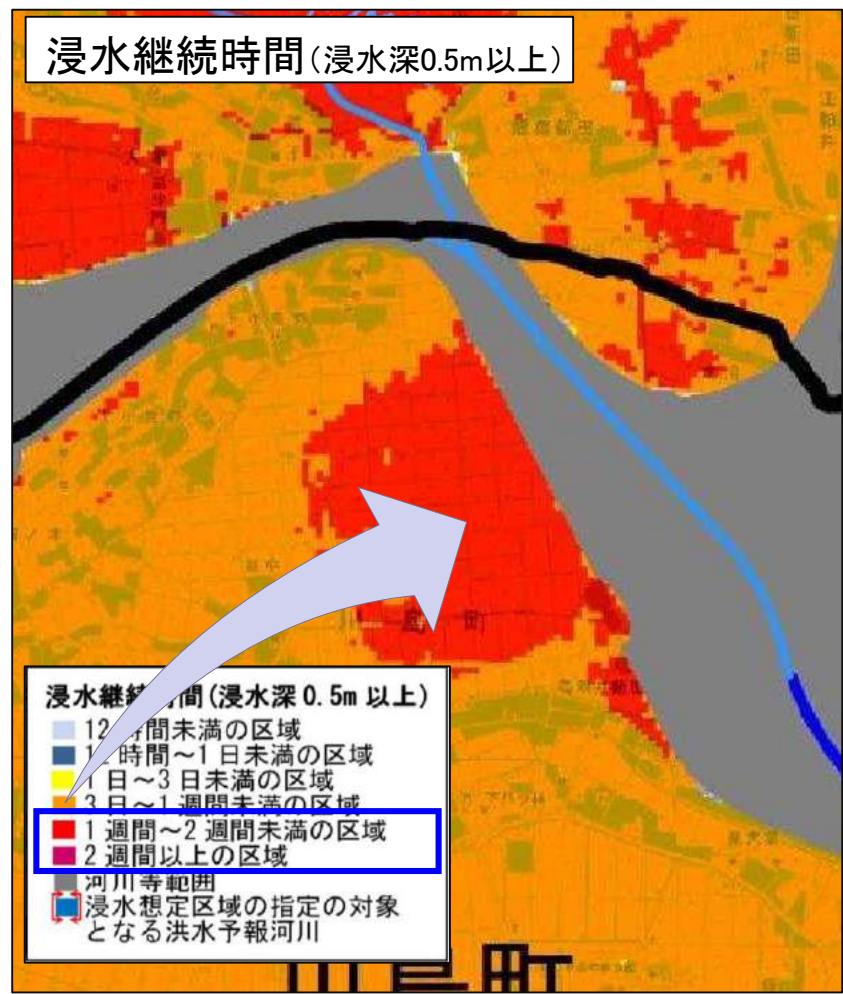


## ポイント!

- 自分の施設周辺で想定される浸水深と、施設の高さ(階数)を比較してみてください。
- 例えば、平屋建てで浸水深3.0m以上の所に建っている場合は、天井まで浸かることが考えられるため、安全な場所への早急な避難の必要性が高いと考えて下さい。

# 【作成方法】(P.15) 別紙 施設周辺の避難地図(浸水継続時間確認)

■ 「【荒川水系荒川及び入間川流域】洪水浸水想定区域図(浸水継続時間)」で、施設周辺の浸水時間を確認しましょう。



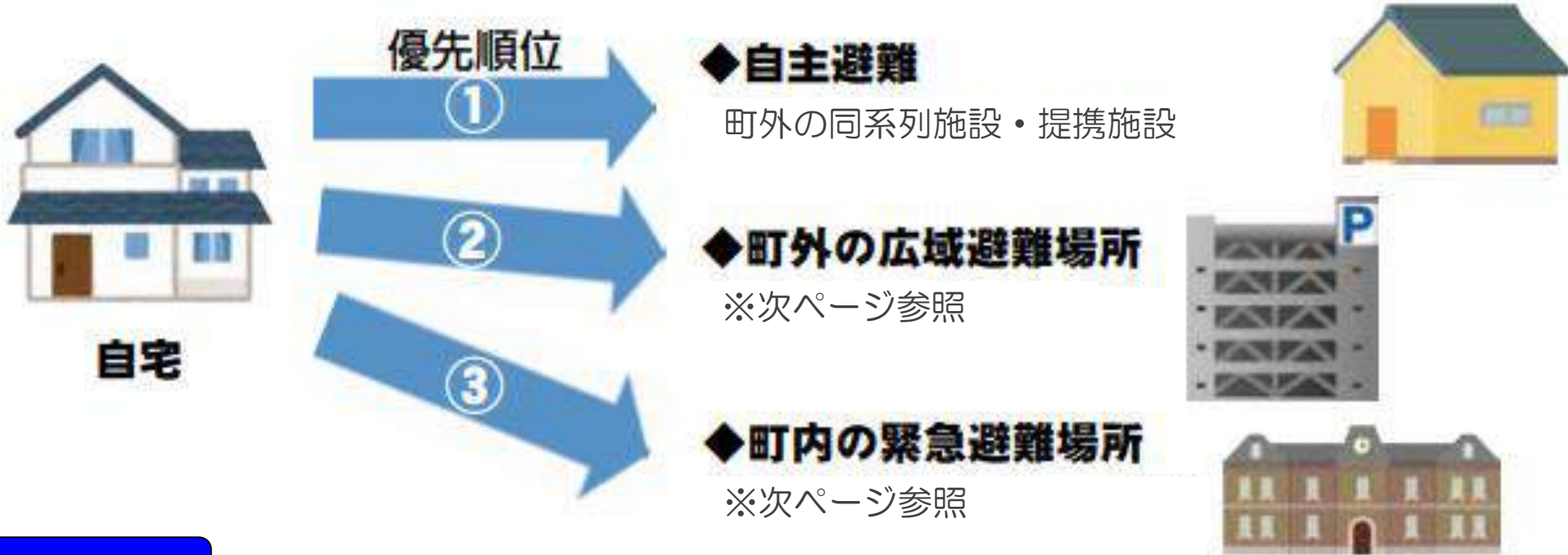
## ポイント!

- 避難先は、浸水リスクや土砂災害リスクがないところへの【**立ち退き避難を基本**】としましょう。
- **立ち退き避難を検討した上で**、避難する方が利用者等の命に危険を及ぼしかねないと判断する場合は、**屋内安全確保**(上層階への避難)等、**命が助かる可能性の高い避難行動**を検討して下さい。
- しかし、屋内安全確保の場合、**避難生活の長期化の可能性**があることも念頭に対応を考えましょう。  
(川島町内には、**最長で2週間以上**浸水が継続することが想定される地域もあり、支援等が届かない可能性もあります。)



# 【作成方法】(P.15) 別紙 施設周辺の避難地図(避難所の確認・決定)

■避難の検討の優先順位としては、「①町外の同系列施設・提携施設」、「②町外の広域避難場所」、「③町内の緊急避難場所」を避難先として設定してください。※詳細は、「学習編ステップ3 避難場所について」をご参照ください。



## ポイント!

■ 施設利用者の避難生活環境確保の観点から、**提携先の施設や知り合いの施設などは、有力な候補**となります。





# 【作成方法】(P.15)別紙 施設周辺の避難地図(避難経路図作成)

■ 浸水想定区域図上に避難先、避難経路が記入出来たら、「別紙 施設周辺の避難地図」にまとめましょう。

検討した避難先を記入

避難先・避難経路(手段)を記入した浸水想定区域図を貼付けてください。  
 または、枠内に「別添として浸水想定区域図提出」と記入し、避難場所・経路を記入した浸水想定区域図を提出してください。

## ポイント!

- キレイな図面とする必要はなく、施設の方々が以下を共有できる資料であることが大切です。
- 避難先と経路がわかること。
- 避難時に気をつけておきたいこと。

■ 別紙の作成が終わったら、「5 避難誘導」と「4 情報収集及び伝達」に、避難先、避難手段を記入してください。

別紙

施設周辺の避難地図

避難場所				
	立ち退き避難			屋内安全確保
	(避難場所1) 町外の同系列施設・提携施設	(避難場所2) 町外の広域避難場所	(避難場所3) 町内の指定緊急避難場所	
1	A会(系列施設)	C高校	E小学校	3階会議室
2	B会(提携施設)	D高校	F小学校	4階多目的室

経路中の危険箇所：川沿いのルートは、できるだけ避ける。ガソリンスタンド、がけ

施設の浸水深	5.0~10.0m	浸水継続時間	12時間	施設構造	4階鉄筋・木
--------	-----------	--------	------	------	--------

※避難経路は、2ルート以上を想定

A会 避難経路①(→)  
 B会 避難経路②(→)  
 C高校 避難経路③(→)  
 D高校 避難経路④(→)  
 E小学校 避難経路⑤(→)  
 F小学校 避難経路⑥(→)

- 15 -



# 【作成方法】(参考) ハザードマップポータルサイトを使った別紙の作成

- 重ねるハザードマップの作図機能でも、自施設や避難先、避難経路を追加することが出来ます。距離計測も可能です。
- 作成した地図を印刷するか、画像データとして保存し、別紙に添付して下さい。



# 【作成方法】(P.7) 6 避難の確保を図るための施設の整備(様式5)

■「6 避難の確保を図るための施設の整備」では、各施設の状態に応じて、避難行動の際に必要な施設の整備を記載します。

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	名簿(従業員、利用者)、テレビ、ラジオ、トランシーバー、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー、投光器等 <u>《設備、資機材》 ※施設の状態に応じて追記</u>
避難誘導	名簿(従業員、利用者等)、誘導旗、タブレット、トランシーバー、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料、車いす、担架、大人用おむつ、常備薬、ロープ、施設内避難のための水・食料・寝具・防寒具、災害用トイレ等 <u>《設備、資機材》 ※施設の状態に応じて追記</u>

避難確保計画 7ページ

6 避難の確保を図るための施設の整備(様式5)

(1) 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、表「避難確保資器材等一覧」のとおりである。

(2) これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

(避難確保資器材等一覧)	
活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	名簿(従業員、利用者)、テレビ、ラジオ、トランシーバー、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー、投光器等 <u>《設備、資機材》 ※施設の状態に応じて追記</u>
避難誘導	名簿(従業員、利用者等)、誘導旗、タブレット、トランシーバー、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料、車いす、担架、大人用おむつ、常備薬、ロープ、施設内避難のための水・食料・寝具・防寒具、災害用トイレ等 <u>《設備、資機材》 ※施設の状態に応じて追記</u>

※施設の状態に応じて、資器材を加除してください。

## ポイント!

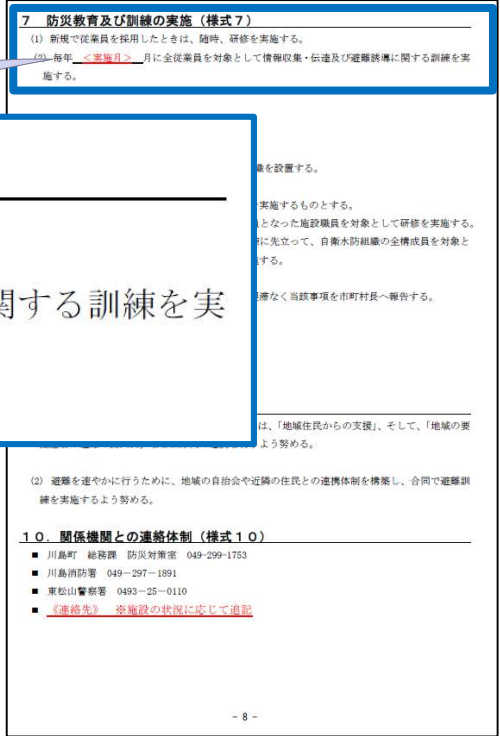
- **情報収集・伝達時、避難誘導時**に必要なもの、**避難生活時**に必要なものを整理する。
- 垂直避難の場合、浸水の長期化や孤立等に留意し、水や食料、医療品、照明や医療機器のための自家発電設備等を整理する。
- **災害時に活用できる状態**にあるかを確認する。



# 【作成方法】(P.8) 7 防災教育及び訓練の実施(様式7)

■ 「7 防災教育及び訓練の実施」では、**避難訓練の実施月**を記載します。

## 避難確保計画 8ページ



### 7 防災教育及び訓練の実施(様式7)

(1) 新規で従業員を採用したときは、随時、研修を実施する。

(2) 毎年 <実施月> 月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

**避難訓練の実施月を入力してください**

### ポイント!

- 防災訓練は**出水期(6月~10月)の前**に行うことが望ましいです。出水期とは、川が雨が降ったり、台風が来たりして**川が増水しやすい時期**です。
- 防災訓練の**実施結果を踏まえて**、より安全に避難できるように**避難確保計画の内容を更新**しましょう。

# 【作成方法】(P.8) 8 自衛水防組織の業務に関する事項

■ 「8 自衛水防組織の業務に関する事項」では、自衛水防組織を設置する場合の活動、研修、訓練の実施について記載します。

## 8. 自衛水防組織の業務に関する事項

※設置時には、以下について記入

(1) 「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

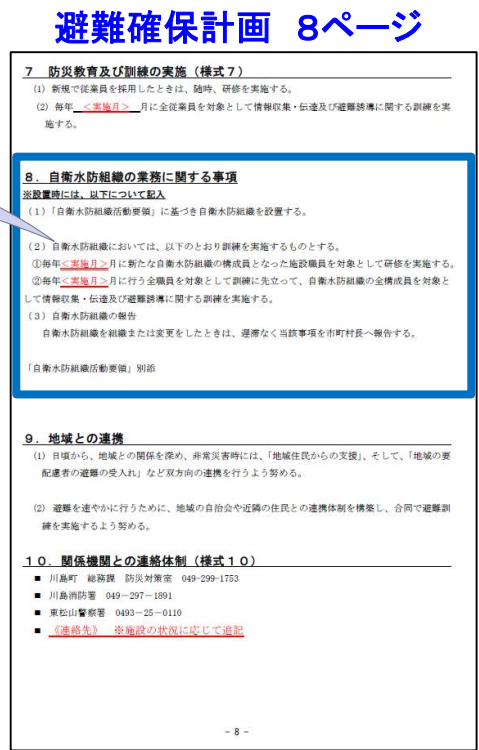
(2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

- ①毎年<実施月>月に新たな自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。
- ②毎年<実施月>月に行う全職員を対象として訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

(3) 自衛水防組織の組織変更等があったときは、遅滞なく当該事項を市町村長へ報告する。

「自衛水防組織活動要領」別添

**研修や訓練の実施月を入力してください**



## ポイント！

- 自衛水防組織の研修や訓練も**出水期（6月～10月）の前**に行うことが望ましいです。出水期とは、川が雨が降ったり、台風が来たりして**川が増水しやすい時期**です。
- 訓練の**実施結果を踏まえて**、より安全に避難できるように**活動の内容を更新**しましょう。



# 【作成方法】(P.8) 9 地域との連携

■ 「9 地域との連携」は、日頃からの地域との連携について記載します。  
避難を速やかに行うためには、地域の自治会や近隣の住民との連携体制を構築しておくことが重要です。

## 避難確保計画 8ページ

### 9. 地域との連携

- (1) 日頃から、地域との関係を深め、非常災害時には、「地域住民からの支援」、そして、「地域の要配慮者の避難の受入れ」など双方向の連携を行うよう努める。
- (2) 避難を速やかに行うために、地域の自治会や近隣の住民との連携体制を構築し、合同で避難訓練を実施するよう努める。

7 防災教育及び訓練の実施（様式7）

きは、随時、研修を実施する。  
従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

に関する事項

に基づき自衛水防組織を設置する。

以下のとおり訓練を実施するものとする。  
自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。  
員を対象として訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象と  
に関する訓練を実施する。

更をしたときは、遅滞なく当該事項を市町村長へ報告する。

---

9. 地域との連携

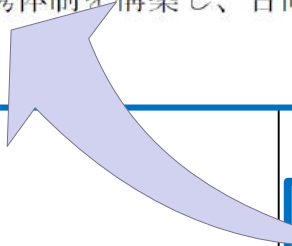
- (1) 日頃から、地域との関係を深め、非常災害時には、「地域住民からの支援」、そして、「地域の要配慮者の避難の受入れ」など双方向の連携を行うよう努める。
- (2) 避難を速やかに行うために、地域の自治会や近隣の住民との連携体制を構築し、合同で避難訓練を実施するよう努める。

---

10. 関係機関との連絡体制（様式10）

- 川島町 総務課 防災対策室 049-299-1753
- 川島消防署 049-297-1891
- 東松山警察署 0493-25-0110
- [《連絡先》](#) ※施設の状態に応じて追加

- 8 -



# 【作成方法】(P.10) 10 関係機関との連絡体制(様式10)

■ 「10 関係機関との連絡体制」では、施設外部機関の緊急連絡先を記載します。

避難確保計画 8ページ

## 10. 関係機関との連絡体制(様式10)

- 川島町 総務課 防災対策室 049-299-1753
- 川島消防署 049-297-1891
- 東松山警察署 0493-25-0110
- 《連絡先》 ※施設の状況に応じて追記

施設外部機関の緊急連絡先を記載

7 防災教育及び訓練の実施(様式7)

、研修を実施する。  
対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

**事項**

衛生防組織を設置する。

り訓練を実施するものとする。  
の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。  
として訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象と  
訓練を実施する。

きは、遅滞なく当該事項を市町村長へ報告する。

---

9. 地域との連携

(1) 日頃から、地域との関係を深め、非常災害時には、「地域住民からの支援」、そして、「地域の要配慮者の避難の受入れ」など双方向の連携を行うよう努める。

(2) 避難を速やかに行うために、地域の自治会や近隣の住民との連携体制を構築し、合間で避難訓練を実施するよう努める。

---

10. 関係機関との連絡体制(様式10)

川島町 総務課 防災対策室 049-299-1753

- 川島消防署 049-297-1891
- 東松山警察署 0493-25-0110
- 《連絡先》 ※施設の状況に応じて追記

- 8 -

### ポイント!

■ 電話番号だけでなく、メールやSNS等、複数の手段を検討しておくことが望ましいです。

### 参考資料

DVD収録:「避難確保計画作成の手引き 解説編」第1章1.4 情報収集・伝達(様式3、様式8~様式10)  
(3)施設職員間や施設の内外との連絡体制の整備 (P.24)

# 【作成方法】(P.9) 11 利用者緊急連絡先一覧表(様式8)

- 「11 利用者緊急連絡先一覧表」では、施設利用者ごとに対応した緊急連絡先一覧表を作成します。

避難確保計画 9ページ

## 11 利用者緊急連絡先一覧表 (様式8)

既に連絡先一覧表が作成されていれば、それを活用しましょう。

	利用者			緊急連絡先			その他
	氏名	年齢	住所	氏名	続柄	電話番号	住所
1							
2							
3							
4							

### ポイント!

- 車いすが必要な人、ストレッチャー、車移動での福祉車両の必要の有無、雨具等の対応を考慮しておくことが素早い行動につながります。

参考資料 DVD収録:「避難確保計画作成の手引き 解説編」第1章1.4 情報収集・伝達(様式3、様式8～様式10)(P.23～24)

# 【作成方法】(P.10) 12 対応別避難誘導一覧表(様式11)

■ 「12 対応別避難誘導一覧表」では、施設利用者ごとに対応した避難誘導表を作成します。

避難確保計画 10ページ

避難する際に必要な装備、移動手段、担当者等を記載します。

## 12 対応別避難誘導一覧表 (様式11)

	氏名	連絡先	対応内容	移動手段		担当者	備考 (要介護度)
				立退避難	屋内 安全確保		
1							
2							

※対応内容、移動手段は、以下を参考  
1. 単独歩行可能 2. 介助必要 3. 車いすを使用 4. ストレッチャーや担架が必要 5. その他  
(その他の対応)  
6. 自宅に帰宅 7. 病院に搬送 8. その他

### ポイント!

■ 車いすが必要な人、ストレッチャー、車移動での福祉車両の必要の有無、雨具等の対応を考えておくことが素早い行動につながります。

# 【作成方法】(P.11) 13 防災体制一覧表(様式12)

避難確保計画 11ページ

■ 「13 防災体制一覧表」では、**防災体制表**を作成します。**自衛水防組織を設置しない場合**のみ記載してください。

「3 防災体制」で検討した、**役割分担、行動内容を記載**してください。

## ポイント!

■ **責任者と連絡がつかない場合や担当者が不在の場合にも対応可能な組織づくり**を考えることが重要です。

自衛水防組織を設置しない場合に作成

### 13 防災体制一覧表(様式12)

統括管理者	氏名 ○○ ○○	
統括管理者の代行者	氏名 ○○ ○○	

	役職及び氏名	任 務
情報班	班長 ○○ ○○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自衛消防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録</li> <li>・ 館内放送による情報伝達、避難の呼び掛け</li> <li>・ 洪水予報等の情報の収集、情報内容の記録</li> <li>・ 関係者及び関係機関との連絡</li> <li>・ <u>《任務》※施設の状況に応じて追記</u></li> </ul>
	班員 △△ 名	
	班員氏名	
	① ○○ ○○	
	② ○○ ○○	
	③ ○○ ○○	
避難誘導班	班長 ○○ ○○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難誘導の実施</li> <li>・ 未避難者、要救助者の確認</li> <li>・ <u>《任務》※施設の状況に応じて追記</u></li> </ul>
	班員 △△ 名	
	班員氏名	
	① ○○ ○○	
	② ○○ ○○	
	③ ○○ ○○	



# 【作成方法】(P.13) 別添 自衛水防組織活動要領

■ 「別添 自衛水防組織活動要領」では、自衛水防組織の編成、運用、装備について記載します。 自衛水防組織活動要領の記載事例を示します

## 避難確保計画 13ページ

別添

自衛水防組織活動要領

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

(自衛水防組織の編成)

第1条 管理権原者（防火・防災管理者が設置されている場合にあつては、当該防火・防災管理者を管理権原者とする。以下同じ。）は、洪水時において避難確保計画に基づく、円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権原者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表に掲げる任務とし、各担当を指名する。

(3) 自衛水防組織の活動拠点場所をあらかじめ定める。

(自衛水防組織の運用)

第2条 管理権原者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在し、対応する従業員が十分な体制を確保することが難しい場合、管理権原者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権原者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

第3条 管理権原者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、次の「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

### 参考資料

DVD収録:「避難確保計画作成の手引き 解説編」第1章1.3 防災体制(様式2) (P.12~22)

「(白紙)避難確保計画のひな形」 別添 自衛水防組織活動要領

# 【作成方法】(P.14) 別表1 自衛水防組織の編成と任務

避難確保計画 14ページ

■ 「別表1 自衛水防組織の編成と任務」では、防災体制表、装備表を作成します。  
**自衛水防組織を設置する場合のみ**記載してください。

「3 防災体制」で検討した、役割分担、行動内容を記載してください。

## ポイント！

■ **責任者と連絡がつかない場合や担当者が不在の場合にも対応可能な組織づくり**を考えることが重要です。

自衛水防組織の編成と任務		別表1
統括管理者		氏名 ○○ ○○
統括管理者の代行者		氏名 ○○ ○○
情報班	役職及び氏名	任務 ・ 自衛消防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録。 ・ 館内放送による避難の呼び掛け。 ・ 洪水予報等の情報の収集。 ・ 関係者及び関係機関との連絡。 ・ <u>《任務》※施設の状況に応じて追記</u>
	班長 ○○ ○○	
	班員 △△ 名	
	班員氏名	
	① ○○ ○○	
	② ○○ ○○	
避難誘導班	役職及び氏名	任務 ・ 避難誘導の実施。 ・ 未避難者、要救助者の確認。 ・ <u>《任務》※施設の状況に応じて追記</u>
	班長 ○○ ○○	
	班員 △△ 名	
	班員氏名	
	① ○○ ○○	
	② ○○ ○○	

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

# 【作成方法】(P.14) 別表1 自衛水防組織の編成と任務

■「別表1 自衛水防組織の編成と任務」では、防災体制表、装備表を作成します。  
 自衛水防組織を設置する場合のみ記載してください。

避難確保計画 14ページ

## 自衛水防組織の装備

任務	装備品
情報班	名簿（従業員、利用者）、テレビ、ラジオ、トランシーバー、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー、投光器等 <u>《設備、資機材》 ※施設の状況に応じて追記</u>
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等）、誘導旗、タブレット、トランシーバー、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料、車いす、担架、大人用おむつ、常備薬、ロープ、施設内避難のための水・食料・寝具・防寒具、災害用トイレ等 <u>《設備、資機材》 ※施設の状況に応じて追記</u>

施設の状況に応じて、資器材を加除してください。

「6 避難の確保を図るための施設の整備」で検討した装備品を記載してください。

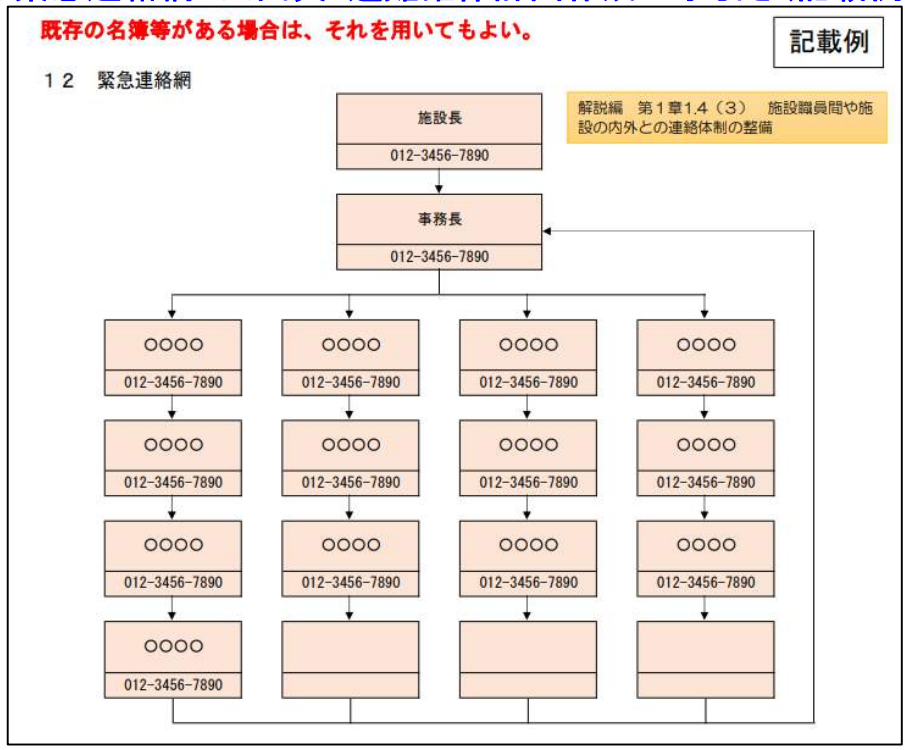
# 避難確保計画と一緒に保管していただきたい資料

■以下資料は、避難確保計画と一緒に保管をお願いいたします。（既存のものを活用）  
なお、町への提出は不要です。

## ◆緊急連絡網（施設関係者）

- 施設関係者の緊急連絡網（氏名、連絡先、連絡経路など）を整理したもの。

（例）緊急連絡網 ※出典：避難確保計画作成の手引き（記載例）



### 参考資料

DVD収録：「避難確保計画作成の手引き 解説編」  
第1章1.4 情報収集・伝達（様式3、様式8～様式10）（3）施設職員間や施設の内外との連絡体制の整備（P.24）



# 【ステップ6】

---

## 計画の提出について

# 今後の予定(避難確保計画の提出について)

作成した避難確保計画のコピーを、町役場へ1部提出してください。(令和3年 月 日 ( ) まで)

※原本は、施設で保管してください。

## 計画提出先・電話窓口

【川島町 総務課防災対策室】

(TEL) 049-299-1753

(FAX) 049-297-6058

(MAIL) [soumu@town.kawajima.saitama.jp](mailto:soumu@town.kawajima.saitama.jp)

※総務課防災対策室窓口にご持参いただくことも可能です



- 避難確保計画を一通り記入したら、**職員の皆様**で再度検討して下さい。
- 避難先や避難経路、移動距離、移動手段、避難時に気をつけておきたいこと等、**施設職員、利用者の皆様**で共有することが大切です。